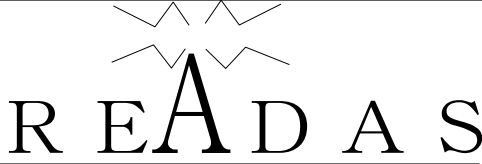


第 6479 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダスクラブFAXニュース (2020年)令和2年 7月 13日 月曜日

発行所	三輪厚二税理士事務所 / 顧問料不要の三輪会計事務所 (編集・発行: 税理士 三輪厚二) 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL: 06-6209-7191 WEB: https://www.zeirishi-miwa.co.jp
-----	--

♠ 令和元年7月から9月の裁決事例

Q : 令和元年7月から9月の裁決事例が公表されているようですが、どんな内容のものがあつたのですか？

A : 次のような内容のものがありました。

【解説】

先ごろ、国税不服審判所から令和元年7月から9月の裁決事例が公表されました。

国税通則法関係が1件、所得税法関係が4件、相続税法関係が3件、消費税法関係が1件、国税徴収法関係が3件の12件です。

主なものには、次のようなものがありました。

【所得税法関係】

この事案は、請求人が、配偶者に支払った青色事業専従者給与を必要経費に算入して申告したところ、原処分庁が、青色事業専従者給与の金額うち労務の対価として相当であると認められる金額を超える部分の金額は必要経費に算入できないとしたことがきっかけです。

請求人は、配偶者に支払った青色専従者給与の額は、配偶者の労務の性質及びその提供の程度からすると、労務の対価として相当であると主張しましたが、審判所は、必要経費に算入した給与の額は、類似同業者に従事する青色事業専従者の給与の金額の平均額と比較すると、労務の対価として相当なものとは認められないため、請求人が必要経費に算入した青色事業専従者給与の金額のうち労務の対価として相当と認められる金額に当たる類似同業者の青色事業専従者給与額の平均額を上回る部分は、事業所得の金額の計算上必要経費に算入することはできないと判断しました。【三輪厚二税理士事務所(大阪市中央区)】

